

第35回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

(開催要領)

日時 平成30年6月14日（木）16:25～16:53

場所 官邸4階 大会議室

出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	梶山 弘志	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー＆マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学名誉教授

熊谷 俊人	千葉市長
高崎 義一	ドレミングホールディングCEO

高木 美智代	厚生労働副大臣
越智 隆雄	内閣府副大臣

西村 康稔	内閣官房副長官
杉田 和博	内閣官房副長官

(議事次第)

1 開会

2 議事

- (1) 区域計画の認定について
- (2) 新たに実現した規制改革事項等について
- (3) 指定区域の評価等について
- (4) 「未来投資戦略2018（仮称）」における国家戦略特区関係の記載について
- (5) 国家戦略特区の4次指定について

【公表案】

(6) 規制改革事項の追加について

(7) その他

3 閉会

(説明資料)

資料1 区域計画の認定について

資料2 国家戦略特区において新たに実現した規制改革事項等について

資料3-1 平成29年度指定10区域の評価について

資料3-2 平成29年度国家戦略特別区域の評価について

資料4 「未来投資戦略2018（仮称）」国家戦略特区関係（案）

資料5 国家戦略特区の4次指定について

資料6 「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）の創設について（厚生労働省提出資料）

資料7 国家戦略特区 今後の運営に向けて（有識者議員提出資料）

(配布資料)

○ 熊谷千葉市長提出資料

○ ドレミングホールディング 高崎CEO提出資料

(参考資料)

参考資料1 国家戦略特別区域 区域計画（案）

参考資料2 沖縄県における国家戦略特区の動き（第7回沖縄県国家戦略特別区域会議提出資料）

参考資料3 各地の国家戦略特区の最近の動き

(要旨)

○梶山議員 ただいまより、第35回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、高木厚生労働副大臣、熊谷千葉市長、ドレミングホールディングCEO高崎様に御出席いただいております。

また、茂木議員が御欠席のため、越智副大臣に御出席いただいております。

私のほうから、審議事項等を一括して説明させていただいた後に、御説明を賜りたいと存じます。

それでは、議事に入ります。

初めに、区域計画の認定について、資料1を御覧ください。

【公表案】

5月30日に合同区域会議を開催し、6区域14事業について御審議いただきました。

資料1の2枚目を御覧ください。養父市、福岡市、愛知県が実施する遠隔服薬指導が全国初活用となります。本事業により、患者が、自宅にいながらにして医師と薬剤師とオンラインでつながり、継続的、かつ、安心して、診療と服薬指導を受けられるようになります。

これらの認定申請については、既に関係大臣の同意を得ておりますが、御意見はございますでしょうか。異議なしということでおろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○梶山議員 ありがとうございます。

それでは、速やかに認定の手続を行います。

続きまして、資料2、新たに実現した規制改革事項について御報告いたします。

本年6月までに新たに実現した規制改革事項として、保育所の採光規定の合理化、旅客船舶を活用したホテルシップ事業の解禁、コンセッション事業者の施設経営の自由度向上といった措置が追加され、また、今後、介護保険サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせた選択的介護の実質的解禁によって、特区制度において実現する特例措置は、合計92事項となります。

続きまして、資料3-1、3-2、指定区域の評価について御報告いたします。

5月30日の区域会議で、10区域283事業について、平成29年度の評価を行いました。

全体的には、前回諮問会議での民間議員からの厳しい御指摘も反映させつつ、各区域の課題に対しては、今後、各区域において真摯に取り組むことが報告されました。

なお、沖縄県につきましては、昨年来、民間議員から、沖縄の区域指定を解除すべきとの厳しい御指摘をいたしました。他方、これを受けて、昨年末以降、参考資料2にありますとおり、沖縄県が中心となり、外国人農業支援人材の活用や、外国人レジヤーダイバーガイド及びホテル等における在留資格の緩和など、積極的な検討が進んだことから、政府として、沖縄の指定解除は一旦見送ることといたしました。併せて御報告いたします。

続きまして、資料4、「未来投資戦略2018」における国家戦略特区関係の記載について御説明いたします。

今回の成長戦略において、国家戦略特区関係で新たに講ずべき具体的施策の柱は、「バーチャル特区型指定制度の活用」と「地域における規制改革」となります。

このうち「地域における規制改革」に関しましては、この後、高木厚生労働副大臣から保育支援員を活用した待機児童対策について御発言をお願いいたします。

また、オンライン服薬指導の都市部への展開については熊谷千葉市長から、プリペイドカード機能を用いた賃金支払いによるキャッシュレス社会の推進についてはドレミングホールディングの高崎CEOから御意見を賜ります。

今回の成長戦略では、これらの改革事項の実現に政府として取り組むべきことを盛り込

【公表案】

んでまいります。

続きまして、資料5「国家戦略特区の4次指定について」を御覧ください。

資料5の1に示したとおりの基準による特区指定について、再ヒアリングを含めた検討を進め、4次指定全体について、早急に結論を得ることとしたいと考えております。

また、こうしたこれまでのような複数メニューを集中的に活用する特区指定に加えて、高いニーズが示された規制改革事項について、地理的に離れた地域同士が連携して効率的・効果的に実証実験を行う「地方創生型バーチャル特区」型指定を行いたいと思います。

以上、議事につきまして、後ほどまとめて審議を行うことといたします。

なお、前回の会議におきまして民間議員より御指摘のありました「国家戦略特区法プロセスにおける瑕疵」について、過去にさかのぼり調査した結果、いずれも「公募」に瑕疵はございませんでした。平成26、27、29年度に「公表・申出」が未実施であったものは計8件確認をされました。これらについて、先日改めて公表し、申出を受け付けましたが、他の事業者からの申出はございませんでした。今後は、再発防止のため、しっかりと事務局を指導してまいります。

まず、配付資料1に沿って、熊谷千葉市長から、都市部における遠隔服薬指導について、御意見をいただきます。

お願いいいたします。

○熊谷市長 千葉市の熊谷でございます。

本日は、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

こちらの配付資料1の2ページ目を御覧ください。本市は、「近未来技術実証・多文化都市」の構築をテーマに掲げ、特区指定をいただきました。改めて感謝を申し上げます。特にドローン宅配の実現を目指す中で、医薬品等の配送、ICTを活用した遠隔服薬指導を一貫的な取組として提案してまいりました。その実現に向けて、ドローン宅配等分科会などを設置し、平成28年4月に医薬品の宅配を想定したデモンストレーションを都市部で初めて実施した他、東京湾の海上飛行などを重ねてまいりました。

3ページ目を御覧ください。本市は、沿岸の物流倉庫から東京湾を横断し、幕張新都心へのドローン宅配に取り組む他、特区を活用したドローン実証ワンストップセンターを全国で唯一設置しております。また、本市独自の法人向け「ドローンフィールド」の開設をいたしまして、宅配に限らず、様々な実証実験を支援できるよう、ソフト、ハード両面の支援体制を構築しております。今後は、サンドボックス制度の活用も含め、あらゆる分野でのドローンの利活用、新ビジネスの創出を支援してまいりたいと考えております。

4ページ目を御覧ください。一方で、遠隔服薬指導の実現については、現在は実施可能な区域が医療資源の乏しい地域に限られており、千葉市を含めた都市部では活用できない状況にあります。そこで、今回、都市部におけるオンライン服薬指導の実施を提案させていただきます。

5ページ目のグラフで表しましたとおり、オンライン診療のニーズは都市部でも確実に

【公表案】

存在しております。また、忙しい就業者層などは、通院に対する負担感から治療中断が発生しやすくなっています。本市を含め対象者の数が多い都市部においてこそ、通院負担の軽減による通院率の向上、慢性疾患などの重症化の防止、ひいては医療費の抑制などが求められております。こうしたニーズを踏まえまして、対面診療の補完として、都市部においてもオンライン診療、さらにはオンライン服薬指導を実施することにより、診療から服薬指導、薬の授受までの「一気通貫」のオンライン医療を実現すべきではないかと考えております。これにより、患者側も様々な利便を享受できるものと考えます。

6ページ目になります。このオンライン服薬指導の全国展開に向けた実証をする上で、千葉市は、その実証に最適なエリアとして幕張ベイタウンなどを有しております。このエリアは、人口がコンパクトに集積しているとともに、まさに先ほどのドローンによる宅配サービスの実現を目指している場所でありまして、新しい取組にも住民層が寛容であることから、新たなビジネスにチャレンジをしやすい環境であります。また、就業者や子育て世帯が多いことに加え、今後、高齢化も一気に進むエリアであり、実証に最適です。本市においても、地域で安心して医療を受けられる環境づくり、また、医療費の抑制は最重要課題と考えております。「一気通貫」のオンライン医療の実現に向け、是非本市を活用いただきたいと思います。

千葉市からは、以上でございます。

○梶山議員 ありがとうございました。

続きまして、ドレミングホールディングCEO高崎様から、配付資料2に沿って、プリペイドカード機能を用いた賃金支払いによるキャッシュレス社会の推進について、御意見をいただきます。

それでは、お願ひいたします。

○高崎CEO よろしくお願ひします。ドレミングの高崎です。

ドレミングは、安倍総理が経済支援を約束されたベトナム、インド、サウジアラビアで目玉事業として実行が始まりました。海外は、銀行口座を持っていない人が3人に2人います。20億人、銀行口座を持っていません。この20億人の人々は、全員給料は現金です。この現金をもらって支払いをしたりとかされているのですが、強盗とか、窃盗とか、給料を狙った事件が多発していて、これを回避するために携帯電話を使って、そこに給料をチャージするということをやろうとされているのですね。このときに、私たちがやろうとしているのは、パスポート1個に対して携帯電話番号1個。そうすると、どこにいるか全部分かるのですね。ここにこういう電子マネーみたいなものを組み込むのですね。お財布も。このお財布は、自由に使えるお財布と、こちらに税金とか使えないお金に振り分けられるのですね。そうしたら、無駄遣いができません。給料日の所得税を国は自動回収できるのですね。今度は、ここで給料で買い物をします。買い物をした瞬間に、消費税を全部回収できるのですね。なので、給料と決済を合体させたら、ものすごくいい社会が作れます。

どういうことができるかというと、真面目に働いた履歴と、その人たちがお金もきちんと

【公表案】

と管理している。それでは、安い金利でお金を貸してあげようといったときに、これでボタン一つで借りられるのですね。そこにチャリンと落ちてくる。今度は、お店も、会社も、デジタルマネーの比率が高いと、ここは脱税しないなということで、安い金利で融資を受けられたり、補助金があったり、そういうおまけを付けてあげると、真面目な人たちが増えますよね。これが、要するに、アフリカとか、中東とか、アジアで、国自体が求めているサービスなのです。

それを私たちがアメリカのサンフランシスコで発表した途端に、ヨーロッパから引き合いが殺到したのです。それは、シリア難民対策だったのです。イギリス政府が、私どもを誘致してくれて、今、世界銀行、国連、アジア開発銀行、みんなと組んでお金を貸して、それが途中でどこかに消えてしまうというものが、このデジタルマネーで貸したお金は給料だけしか使えないとかということになると、みんな携帯電話の中にあるので、後で調べることができるのですね。変なところに使ったことはすぐばれてしまう。

それを海外でやっていたら、これから外国人労働者が日本にいっぱい入ってくると。そしたらどうするといったときに、逆輸入で私どもがもう一回戻ってきて、何で戻ってくるかというと、給料をデジタルマネー化するということがダメなのですね。給料は現金払い、直接払いという法律があるのです。でも、現金よりデジタルマネー、電子マネーのほうが安全なのです。だから、今回、東京都と福岡市で特区申請されているので、是非実証実験をしたいということが私の思いです。

以上です。

○梶山議員 ありがとうございました。

後でまた御意見はいただきます。

続きまして、資料6により、厚生労働副大臣から、待機児童対策など厚生労働省が所管する規制の改革事項について、御説明をいただきます。

それでは、高木厚生労働副大臣、お願いいいたします。

○高木副大臣 それでは、厚生労働省から申し上げます。

先ほど御報告がありましたように、オンライン服薬指導につきましては、兵庫県養父市、福岡市、愛知県の区域計画が認定されました。これらの特区におかれましては、実証を進めていただきたいと思います。

また、厚生労働省といたしましても、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、その役割をしっかりと果たせるよう、特区実証や先ほどの御提案などを踏まえつつ、医薬品医療機器等法の次期改正にオンライン服薬指導を盛り込むことも視野に、検討してまいる所存でございます。

また、今回、大阪府・大阪市からの御提案を受け、各自治体が、独自の創意工夫で待機児童解消に積極的に取り組めるよう、待機児童解消までの措置として、自治体が自ら定める基準に基づく「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）を創設しまして、支援することといたしました。

【公表案】

また、外国人労働者への賃金支払いを円滑化する新たな賃金支払い方法の導入可能性につきましても、ただいま御説明いただきましたとおり、賃金の確実な支払い等の労働者保護に留意しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梶山議員 ありがとうございます。

それでは、民間議員から御意見を賜りたいと思います。

まず、資料7に基づきまして、八田議員より御発言をお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

それでは、資料7に基づきまして、御報告させていただきます。

まず、大項目の1ですが、今国会に提出されている国家戦略特区法案については、早期成立と迅速な運用を期待しております。

次に、今後の更なる規制改革についてお話し申し上げたいと思います。

(1) の、前回会議で大阪府から提案があった「保育支援員」については、大きく前進しつつあります。厚生労働省の前向きな取組に感謝したいと思います。

(2) 一方、同じく大阪府から提案があった「外国人美容師等」については、調整が続いている。6月4日に公表されました「未来投資戦略2018」素案に、この項目は盛り込まれたのですが、その文言に関して反対意見が出ているため、最終的な決定にはこの項目は盛り込めない見通しであります。

(3) 「遠隔服薬指導」に関しては、養父市、福岡市、愛知県において、先ほどお話がありましたように、実際に活用がスタートされます。しかし、千葉市を初め、都市部では活用が制約されていますから、患者目線に立って、ルール・運用を見直す必要があります。

(4) 「ライドシェア」です。これは、養父市において5月に事業が開始されました。しかし、これについても、都市部を含む本格的な「ライドシェア」については、今後の検討が必要です。

次は、大項目2の「バーチャル特区」と4次指定です。先ほど大臣からも御説明がありましたが、国家戦略特区は、従来、特定の自治体の中で全ての規制改革メニューを活用して、集中的に改革を進めることを前提に行ってまいりました。これは、言ってみれば「フルメニュー型」です。それに対して、地域の枠を超えて特定のメニューに焦点を当てた「バーチャル特区」の必要性は前から議論していたのですが、今回、特区の更なるバージョンアップのために、4次指定に関しては、地方創生型と近未来技術型の2種類の「バーチャル特区」を具体化すべきだと考えております。このうち、地方創生型の「バーチャル特区」は、地域技能を有する農業外国人を対象として、その外国人の在留許可を与えるべく、早急に具体化を進めるべきだと考えています。なお、「バーチャル特区」の区域会議は横断連携で合同開催することになります。

その他の項目について。前回、会議で指摘しました「国家戦略特区法プロセスにおける重大な瑕疵」については、その後、手続のやり直しが行われ、再発防止についての方策が

【公表案】

講じられつつあります。引き続き、早急に解決を図る必要があると考えております。

それから、前々回及び前回の会議でお願いしている体制整備については、引き続き対応が必要です。

最後に、この 1 ページの一番下を御覧いただきたいのですが、大阪府から提案があった「外国人美容師等」について、一言補足申し上げます。「未来投資戦略2018」素案の文言では、次のようになっています。美容師等の国家資格を得て、「ヘアデザイナーとして新しいヘアデザインを企画・研究するなど、高度な創造性のある業務を行う外国人について、」在留許可を認めるというものです。しかし、これではダメだという意見が出ています。それは、「単なる美容師の業務は対象外とすべきだ」という注記を入れろという意見です。しかし、大阪府の提案は、クールジャパンの海外展開と並んでインバウンド客に対応するということも一つの目的ですが、反対意見のようにしてしまいますと、インバウンド客対応が全くできなくなります。この意見のために、最終的な決定にはこの項を盛り込まない見通しになっております。大阪府提案に沿って早急に解決を図るべきだと考えております。

以上でございます。

○梶山議員 ありがとうございます。

続きまして、他の有識者議員からも御意見をいただきたいと思います。

まずは、竹中議員からお願ひします。

○竹中議員 ありがとうございます。

私は、昨日イスラエルから帰つてまいりました。総理もイスラエルにいらっしゃって、向こうでも大変高い評判だったと思います。イスラエルは、人口880万人でそれども、スタートアップ大国として、今、世界が注目をしています。イスラエルを見て、まさに特区を活用して日本もそういう活力を作るべきだ、特区の役割は極めて重要だということを認識するわけであります。

しかし、残念ながら、この 1 年間の特区の活動はやはり低調であったと考えざるを得ません。先ほど梶山大臣から御説明がありましたけれども、資料 2、新たに実現した規制改革事項は、実はこれは昨年の項目とあまり変わっていない。資料 4 の「未来投資戦略2018」素案でそれども、去年は10ページぐらいのものがでていたのですが、今年は 1 ページ半だと。量だけではありませんけれども、この点に関しては、体勢を立て直して強くやるぞという決意を新たにする必要があるのだと思います。

その象徴として、まだ残された時間で「外国人美容師等」の問題については、今、八田議員が言われましたように、これは松井知事がせっかくここに来て訴えてくださったこともあるし、インバウンドとの関連もあるので、何とか実現する必要があると思います。そして、今後、先ほど言いましたように、内外から特区に対する期待は極めて強いわけです。次のステップがどうなるかというのは極めて重要で、その決め手が「バーチャル特区」であると思います。これは坂村議員も何度もこの点で発言しておられますけれども、民間議

【公表案】

員の総意でありますので、是非その実現に向けて我々も努力いたしますし、リーダーシップをお願いする次第であります。

以上です。

○梶山議員 ありがとうございました。

続きまして、坂村議員、お願いします。

○坂村議員 今回挙げられた保育所とか、選択式介護関係の規制緩和などは、地道な内容ですけれども、きちんと説明すればほとんどの人が納得するだろうし、いいことをやっていると思ってもらえるような内容なのですね。こういう誰でも納得するようなことすら簡単に変えられない日本にとって、現状に合わなくなつた規制を新陳代謝する機構の国家戦略特区は日本という人体にとって欠かせない器官だということを、もう少し知ってもらつたほうがいいと思います。そういうことを知つてもらう働きを、攻めの広報として、国家戦略特区は本当にどういうことをやろうとしているのかということを、今こそ広報をもっと強化すべきではないかと思います。

次に、5年ほど前から、国家戦略特区の設計時から提唱していた「バーチャル特区」なのですが、これが動き出したことは大変いいことだと思います。昨今の技術革新はインターネットをベースにしているようなものが多くて、基本的に地域を超える枠組みを持っているんですね。ですから、そういうものを地域ベースの特区で捉えることはできないので、やるべきだと思います。民間ペーパーではフィンテックの例が挙がっていますけれども、それ以外にもIoTを利用したスマートアグリなど、農業関係などにも、北から南までの多様な環境でのビッグデータを集めれば、確実に進歩するので、地域縛りでなくこういう最新技術を使うなら特区認定する、最新の技術を使うから特区認定をするのだという「バーチャル特区」が作れれば、最新技術をもっと使おうという大きなインセンティブになるので、早急に制度設計を進めて、この「バーチャル特区」を実現していただきたいと思います。

以上です。

○梶山議員 ありがとうございました。

続きまして、坂根議員、お願いします。

○坂根議員 我々民間議員のペーパーの冒頭に獣医学部の問題が書いてあります、八田議員からコメントがありませんでしたので、私から一言ストレスを発散させていただきたいと思います。

私自身、昨年2回、記者会見をし、そこで本質問題に触れましたが、メディアは誰も取り上げません。いつになつたら本質問題に入るのだろうかと思います。私の考える本質問題は、この国は、医学部、獣医学部イコール医師学部で、医師の需給だけで40年、50年間、新規設立を認めずに来たのです。その結果、この国の医療がどうなつたか。医療というのは、医師のレベル、プラス、医療機器・医薬品・動物由来の感染症とか、あるいは動物を使った治療方法の研究、こういった広範囲なもので医療が成り立っているのですけれども、実は私は武田薬品の取締役会の議長をやっていまして、先般、約7兆円の買収を発表しま

【公表案】

した。武田薬品が、今、世界の企業別売上ランキングで20位です（世界のトップ10は米国6社、欧州4社）。医療機器に至っては、20位にも入りません。どうしてこんな欧米に圧倒的に遅れた産業になってしまったのか。これが本質問題だと思います。

加計学園のスタートをするときも、私は審議の過程で、動物由来の感染症研究とか、獣医師を育成するためだけではない新しい獣医学部を作ってくださいと注文を付け準備に入ったと思っています。ですから、こういった本質問題にどうして入らないのか。

最後に、開き直った提案をすれば、医学部を医師学部と医療学部に分けたらどうかと思います。

○梶山議員 ありがとうございました。

続きまして、秋池議員、よろしくお願ひします。

○秋池議員 本日、多くの実績が示されました。今後も国家戦略特区は岩盤規制を改革していくためのものであるという根本に立ち返って、既に認定を受けている地域、これから4次指定を受けようとしている地域には取り組んでいただきたいと思っております。そういう意味では、地方創生型の「バーチャル特区」というものが出てきておりますが、これは是非進めていただきたいと思うのですけれども、まず、地域が提案をする際には、地域が離れていることが意味のあるもの、そして、それがビジネスモデルとか規制改革上に意味のあるものが提案されるようなことを期待したいと思います。

また、昨今は、イノベーションがどちらかというと物を安くしていくほうに使われていることが多いのですけれども、そうではなくて、付加価値を上げるようなイノベーションを作るようなものに対して認定されるということが起こると、国の生産性、収益性というものにも刺激を与えていくことになろうかと思いますので、そういったことを考えて、効率の悪いままに変えていくということではなくて、そこも含めて選定されていくとよろしいのではないかと考えております。

○梶山議員 ありがとうございました。

いただきました御意見を踏まえて、引き続き、規制制度改革の実現に向けて努力してまいります。

なお、資料4につきましては、成長戦略全体との関係で、修正があり得ることを御了承いただきたいと思います。

最後になりますが、参考資料3に、各特区における最近の動きをまとめておりますので、御参考としてください。

以上で、本日予定された議事は全て終了いたしました。最後に、安倍議長から御発言をいただきますので、ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○梶山議員 安倍議長、お願いいいたします。

○安倍議長 本日は、前回の諮問会議で大阪府知事から提案のあった待機児童対策について、早速、政府として対応方針を決定いたしました。これによって、従来の認可保育園の

【公表案】

枠組みでは実現しなかった、自治体の創意工夫による柔軟かつ適切な保育士の配置が実現します。これまで長年実現しなかった大胆な規制改革が、国家戦略特区において、今、次々と実現しています。

さらに、本日は、熊谷千葉市長から、スマホやタブレットを用いた「一気通貫」のオンライン医療を都市部でも実現するための次なる特区提案がありました。また、世界で、現在、大きな流れとなりつつある、キャッシュレス社会の実現に向けて、新しい規制改革の提案もいただいたところです。

こうした新たなアイデアを、この国家戦略特区の枠組みを使って、速やかに改革へとつなげていく。国家戦略特区は岩盤規制の突破口であります。本日、民間議員からも御提案がありましたが、改革の成果を戦略的に全国展開につなげるため、特定メニューに限って活用を認める「バーチャル特区」についても検討を進めてください。

規制改革は、アベノミクスのメインエンジンです。今後も、政府一丸となって取り組む考えでありますので、関係大臣は、様々な提案に対し、できない理由を詰めるのではなく、どうすれば実現するのかの観点で、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○梶山議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスは退室願います。

(報道関係者退室)

○梶山議員 それでは、時間になりましたので、会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より、後日、連絡いたします。

本日は、ありがとうございました。

【公表案】

第36回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

日時 平成30年10月23日（火）17:50～18:10

場所 総理大臣官邸4階 大会議室

出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	片山 さつき	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	茂木 敏充	内閣府特命担当大臣（経済財政担当） 兼 経済再生担当大臣
（代理：長尾 敬 内閣府大臣政務官）		
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	野上 浩太郎	内閣官房副長官
	西村 康稔	内閣官房副長官
	杉田 和博	内閣官房副長官

（議事次第）

1 開会

2 議事

- （1）区域計画の認定について
- （2）国家戦略特区の「再スタート」について
- （3）「スーパーシティ」構想の推進について

3 閉会

（説明資料）

資料1 区域計画の認定について

資料2 国家戦略特区の「再スタート」について

【公表案】

資料3 「スーパーシティ」構想について

資料4 国家戦略特区のリセットと今後の運営について（有識者議員提出資料）

(参考資料)

国家戦略特別区域　区域計画

(議事録)

○片山議員　ただいまより、第36回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、茂木議員が御欠席のため、長尾政務官に御出席いただいております。また、坂根議員は御欠席です。八田議員におかれましては、テレビ会議での御参加となります。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、区域計画の認定につきまして、資料1を御覧ください。

8月27日に「合同区域会議」を開催いたしまして、2区域6事業につきまして、審議をいたしました。

資料1にございますが、北九州市におきましては、高度産業技術実証ワンストップセンターを設置することにより、自動車の完全自動運転やドローンを活用した商用サービス、電波を利用した技術開発・製品化など、幅広い先進技術に関してワンストップで支援することができるようになります。これらの認定申請につきましては、既に官庁を通じまして関係大臣の御同意を得ておりますが、何か御意見はございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。それでは、速やかに認定の手続を行います。

続きまして、議題2につきまして、資料2に即して御説明申し上げます。

まず、「国家戦略特区の『再スタート』について」ですが、事務局の体制も含めた特区の進め方などにつきましては、本会議の場などを通じまして、累次にわたり、民間議員の先生方から御指摘をいただいて参りました。この1年間、特区制度が本来持つべき岩盤規制改革力が事実上機能停止してきたのではないかとの反省に立ち、改めまして、政務三役自ら、以下の取組を強力に推進することで、岩盤規制改革を始めた当初の原点の思いに立ち返り、国家戦略特区の再スタートを切ることとしたいと存じます。

第1に、改革姿勢を具体的な行動と成果で示すため、次期通常国会への法案提出も見据え、年内を目途に岩盤規制改革の重点課題を選定いたします。また合わせて、これまでの国家戦略特区を通じて生み出してきた成果を、責任を持って精力的に発信して参ります。

第2に、関係自治体などと内閣府特区事務局との信頼関係の回復に向け、あらゆる機会を捉えて、政務三役自らが積極的に現場に足を運び、関係者の御意見を伺っていくことといたします。また、事務局に対しましても、特区自治体を始め、自治体、事業者に対する

【公表案】

きめ細かな相談・支援体制を整備し丁寧に対応するよう、徹底して指導を行って参ります。

第3に、事務局体制の再強化に向けまして、政務三役の責任のもと、事務局職員の配置も含め、体制の刷新を図って参ります。また、職員一人ひとりが規制当局の側ではなく、提案者の立場に立って岩盤規制改革を進めるよう、事務局の意識改革を進めるとともに、国家戦略特区のプロセスを適正に進められるよう、業務体制の整備を進めて参ります。

続きまして、議題3につきまして、資料3を御覧いただきて、御説明を申し上げたいと思います。

スーパーシティ構想でございますが、先般行われました、未来投資会議の場で、本日お越しの竹中議員からも御紹介がありましたが、世界では、AI及びビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変えるような都市設計の動きが急速に進展しております。第四次産業革命を体現する最先端都市を先行実現するためにも、御提言のありましたスーパーシティ構想を、是非国家戦略特区制度を用いて実現するべく、私自身の私的懇談会を設置し、早急に検討を進めて参りたいと考えております。

具体的には、第1に、自動走行やスマートシティといった部分的な取組だけではなくて、AI、ビッグデータを活用し、都市設計の段階から、様々な分野の取組を複合的に取り上げた第四次産業革命を体現する最先端都市、スーパーシティ構想を取りまとめたいと考えています。

第2に、同構想の実現に向けた世界最先端の実証の場を、国家戦略特区制度を活用しつつ、我が国内に設けるための方策について検討したいと思います。

第3に、住民と競争力ある事業者の参画に基づく都市づくりの推進に向け、国家戦略特区の枠組みの更なる改良、強化も検討して参りたいと思います。

このため、私のもとに設ける私的懇談会では、当初は、特区諮問会議及び特区ワーキンググループの関係民間有識者委員に常設メンバーとなっていただき、有識者ヒアリングを含めて精力的に検討を行った上で、スーパーシティ構想の中間取りまとめを、できれば11月中を一つの目標に行うこととしたいと思います。

また、中間取りまとめを実施した後、これらを実現すべきエリアに求められる具体的な条件や、それを実現するために必要となる法的措置、国家戦略特区制度の改良・強化などについて、さらに具体的な検討を深めることとする予定です。

それでは、まず、民間議員の先生方から御意見を賜わりたいと思います。

まず、八田議員、ありがとうございます。資料4をお出しeidtadaitておりまますので、御発言をお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

それでは、民間議員のペーパーを発表させていただきます。題は「国家戦略特区のリセットと今後の運営について」です。

三つの項目があります。第一が、リセット、第二が、スーパーシティ、第三が、第四次指定です。

【公表案】

第一項目のリセットですが、国家戦略特区は、この1年ほど、事実上、機能停止に陥って参りました。これまでの当会議でも指摘して参りましたように、事務局の改革姿勢、業務運営などに多くの問題がありました。岩盤規制改革を、地方創生のエンジンとしてリセット、すなわち再起動する必要があります。

このため、大臣自らのリーダーシップで、以下ができる限り早期に実現すべきだと考えております。

まず、岩盤規制改革の重点課題の選定です。この候補の例は、後で申し上げます。次に、関係首長や事業者からの信頼回復の取組。さらに、事務局体制の刷新強化です。

第二項目がスーパーシティです。事務局体制の刷新強化など上記リセットを前提として、重点課題の一つにスーパーシティ構想を早急に検討すべきです。

第三項目は、第四次指定についてです。第四次指定については、上記リセットの後、自治体の提案内容の重要度を精査し、規制改革を実現する上で、早期指定できるように準備を加速する必要があると考えております。

以上のうちで、スーパーシティ構想と第四次指定を進める前提として、まず、事務局体制の刷新強化をして、関係首長らの信頼回復をすべきであるとしております。この前提は、今日、御欠席の坂根議員が強く強調されたことありますので、申し添えたいと思います。

また、年内に結論を出すべき規制改革課題として、前に御紹介しました、大阪提案の保育支援員の話、あるいはスマホへの給与支払い、それから、小中学校への遠隔教育、こういったことは重点項目の中の候補だと思います。

ここで、特区が今後目指していく規制改革の方向について、簡単に私自身の考えを述べさせていただきますと、大きく言って二つの方向があると思います。

一つ目は、次から次に現れてくる新技術に対して、それに対応する規制改革をするということです。

今も遠隔教育の話をしましたが、例えば、優れた英語の先生やプログラミングの先生の授業をどんな遠隔地の小中学校でも受けられるような遠隔教育ができるというような規制改革をするというのは、当たり前のことではないかと思います。

二つ目は、伝統的な規制改革です。これはすぐできるとは言いませんが、例えば、漁業権を水産資源の保護の義務を課した財産権にした上で、有能な漁民や会社が漁業権を買い取ることができるというようなシステムにすると、日本の漁業の生産性を大いに引き上げます。

それだけでなく、漁業権の改革は、今問題になっている洋上風力の推進の大きな障害を取り除きます。これは、伝統的な規制改革ですが、新技術の実装にも役立ちます。これら二つの方向を今後とも検討していくべきだと考えております。

どうもありがとうございました。

○片山議員 ありがとうございました。

それでは、御出席の有識者の先生方、いかがでございましょうか。

【公表案】

では、竹中議員、お願いします。

○竹中議員 ありがとうございます。

今、八田議員が、もう我々の思いを伝えてくれましたので、手短に申し上げます。

まず、政治のリーダーシップで、早速スーパーシティが動き出したことに感謝を申し上げたいと思います。

昨日の未来投資会議でも申し上げましたけれども、世界的に政府の役割と民間の役割を大胆に組み換えるということが行われておりますので、このような中で、日本の政府が新しいタイプのイニシアティブをとるということには、やはり、大きな意味があると思います。

これまでスマートシティという議論は随分されてきて、たくさんあるのですけれども、ここで言うスーパーシティは、一般的スマートシティ構想とは違うスケールのもので、まさに世界最先端のものということで重要だと思います。今までの議論とどういうふうに差別化を図るかというのは重要な問題で、実はこれは、法技術的にも政治的にも本当に難しい大事業だと思います。日本の経済、内閣の動向も左右するような大きな政策課題になるというような覚悟を持って臨みたいと思います。

その意味で若干懸念されるのは、何度も申し上げている事務局の体制でございます。通常の仕事が十分になされなかった。そこにさらに困難な仕事が入ってくる訳であります。我々民間議員として最大限の努力をしますけれども、事務局としても、まず本来の特区業務をしっかりとやる。これが基本で、坂根議員もおっしゃっていたことであります。

その上で、スーパーシティという新しい難しい課題に努力をしていただきたいと思います。以上です。

○片山議員 ありがとうございました。

坂村議員、お願いします。

○坂村議員 先日、世界最大のコンピュータ・電気・電子関係の学会であるIEEE——これはアメリカにある組織ですが、そこの国際会議に、私がやっているTRONプロジェクトの成果のOSがIEEEの世界標準になったので呼ばれてお話をしたのですが、そのときにIEEEがこれから世界標準を進めるときの考え方というのをトップの人から聞く機会がありました。

そのとき、非常に面白いと思ったのは、IEEEが次に標準化すべきフロンティアとして哲学とかエシックス——「倫理」を選んだということなのです。

何で電子工学に「倫理」と不思議かもしれませんけれども、例えば、生命工学の分野では、既に「倫理」というのは大きな課題で、大学でも倫理規定を通らないと実験もできないのです。最近、人工知能、AIの軍事利用とか、プライバシー情報の公共利用とか、今はコンピュータ関係でも「倫理」が重要な課題になっているのです。

さらに少し面白いと思ったのは、その第一弾としてフェイクニュースに関して、ニュースソースの信頼性を特定して評価する、それに合っていないと、これはフェイクニュースだとする、そういう標準を作ることをIEEEは始めているのです。

【公表案】

少し前置きが長くなりましたが、どうしてかというと、リセットをするに当たって、足元を固めたほうがいいのではないかと思うからです。岩盤規制で何が問題かというと、世界の環境が大きく変わっていて、既に規制が古くなつて、情報やネットワークの世界になつているのに、適切に新陳代謝できないということが一番大きな問題です。で、国家戦略特区を始めたのですが、ここで問題なのは、規制をなくすというと何をやってもいいのかとなる訳で、そういうときに世界はポジティブリスト的な外形縛りの規則より、哲学とか倫理とか「何のためにそれをやるのか」とか、「国をどうしたいのか」とか、「未来をどう描いているのか」とか、そういう根源的なところで技術を方向付けるというようなことを、今やろうとしている。

ですから、国家戦略特区というのは、益々規制を外す方向——それでいいと思うのですけれども、そうすると、必ず「何をやってもいいのか」とか、「何が起こるか分からぬ」と反対をする人が出てくる。しかし、そういうような人たちが納得するような規則を作つてしまふと、また、それが将来規制になつてしまふということを繰り返してしまう訳です。ですから、やはりリセットに当たつては、根本理念ですね。だから、哲学とか倫理とか「未来をどうしたいのか」とか、そういうものを真っ先に書いて、それを、例えば、総理の「この国をこれからこうしたい」みたいな談話と合わせて、それを原点と定めてリセットクリアーするのが、私はいいのではないかと思います。

○片山議員 秋池議員、お願ひします。

○秋池議員 片山大臣の御就任から、ごく短期間にこのような動きが起つておりますこと、非常に意義があると思っております。

その中で、スーパーシティ構想というのが出てきている訳ですけれども、この岩盤規制をこういった形で、具体的な、総合的な事例を用いて抽出し、改革していくということは、そのまま使えるという意味において非常に意義があると思います。

その目的を、これをやる、発生する手法には何種類かあり得ると思うのですけれども、先ほど、大臣のお言葉にも都市設計から取組むとか、都市づくりからというようなことがございましたが、この領域は、八田議員がおっしゃった二つの岩盤規制の改革の両方が関わつて来ると考えております。

一つは、新技术の対応。

もう一つは、既存の枠組みとのすり合わせと言いますか、それを変えていくということの両方が関わる構想になると思います。新技术対応だけを考えて比較的人のいない地域にやるというような類いもあるかもしれないのですが、この国でやるときには現実的には、両方が関わつてくるというところで、どうやってやるのかということが問われると考えます。

そのためにも、これを通して何を達成するのかという目的を明らかにして設定していくこと。

それから、改革すべき規制があれば、それを抽出し、そして変えていこうという意志を

【公表案】

持ってやり抜くような牽引の主体があることが非常に重要だと思っております。

技術は、今あるものの前提ではなくて、本当に日進月歩で進んでいきますので、それを見越した規制改革が行われるメカニズムを組み込んでいくということも重要と思っておりまして、そういった新しいテーマも入ってくる中で、改めて岩盤規制改革が加速されることを願っております。

○片山議員 ありがとうございました。

本日いただきました貴重な御意見を踏まえまして、岩盤規制改革なくして成長戦略なしの覚悟を持って、規制制度の改革の実現に向けて全力で取組み、国家戦略特区の再スタートを切らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、大変駆け足でございましたが、本日予定された議事が全て終了いたしましたので、最後に安倍議長から御発言をいただきたいと存じますが、ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○片山議員 それでは、よろしくお願ひいたします。

○安倍議長 岩盤のように固い規制や制度を打ち碎き、改革を進めていく。規制改革こそが、これからも、安倍内閣の成長戦略のメインエンジンであり、国家戦略特区はその突破口であります。

とりわけ、急速なスピードで、世界的に第四次産業革命が進展する中、時代に合わない規制や制度を思い切って見直すことで、イノベーションを促していく必要があります。

ガバナンス・ギャップの解消に、内閣を挙げて取り組んで参ります。

こうした観点からも、スーパーシティ構想について、基本的なコンセプトを早期に取りまとめるなど、本日、民間議員の皆さんから御提案があった、国家戦略特区制度の一層の活性化に向けて、片山大臣や民間議員の皆さんには、力強く取り組んでいただきますように、よろしくお願ひいたします。

○片山議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、お時間になりましたので、会議を終了したいと思います。次回の日程につきましては、事務局より後日連絡をさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【公表案】

第37回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

日時 平成30年12月17日（月）10:30～10:56

場所 総理大臣官邸4階 大会議室

出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	片山 さつき	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
	（代理：鈴木 騎祐）	財務副大臣
同	茂木 敏充	内閣府特命担当大臣（経済財政担当） 兼 経済再生担当大臣 内閣府副大臣
	（代理：田中 良生）	
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー＆マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長 東京大学名誉教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	柴山 昌彦	文部科学大臣
	大口 善徳	厚生労働副大臣
	野上 浩太郎	内閣官房副長官
	西村 康稔	内閣官房副長官
	杉田 和博	内閣官房副長官

（議事次第）

1 開会

2 議事

- (1) 区域計画の認定について
- (2) 「スーパーシティ」構想について

【公表案】

- (3) 重点的に進めるべき追加の規制改革事項等について
3 閉会

(説明資料)

- 資料 1 区域計画の認定について
- 資料 2 「スーパーシティ」構想について
- 資料 3－1 「スーパーシティ」構想と追加の規制改革事項等（案）
- 資料 3－2 主要な規制改革事項等について
- 資料 4 国家戦略特区の今後の運営について（有識者議員提出資料）

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特別区域 区域計画（案）
 - 参考資料 2 「スーパーシティ」構想の考え方（11月26日「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会 中間とりまとめ）
 - 参考資料 3 「スーパーシティ」構想について（11月26日「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会 補足説明用資料）
-

(議事録)

○片山議員 それでは、ただいまより、第37回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、麻生議員、茂木議員が御欠席のため、鈴木副大臣、田中副大臣に御出席いただいております。また、柴山文部科学大臣、大口厚生労働副大臣にも御出席をいただき、竹中議員は、テレビ会議での御参加になります。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、区域計画の認定につきまして、資料 1 を御覧いただきたいと思います。

12月 7 日に「合同区域会議」を開催いたしまして、5 区域 9 事業について審議をいたしました。

資料 1 でございますが、成田市、大阪府（堺市）におきまして、初活用となる特例措置として、小規模認可保育所における対象年齢の拡大について、地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが非常に期待されるわけでございます。

なお、これらの認定申請につきましては、既に関係大臣の同意を得ておりますが、何か御意見はございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○片山議員 ありがとうございました。それでは、御異議なしということで、速やかに認

【公表案】

定の手続を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題2につきまして、資料2を御覧いただきたいと思います。「スーパーシティ」構想でございます。

前回の国家戦略特別区域諮問会議におきまして、安倍総理から、早急に基本コンセプトをまとめよう御指示があつたことを踏まえ、去る11月26日に、竹中座長を中心とする有識者懇談会で、中間取りまとめをしていただきました。

最初のページでございますが、このスーパーシティでは、例えばランチからお買い物まで全て現金不要でポイントも自動処理されるキャッシュレス決済、全ての行政手続が個人端末からネットで簡単に処理できるワンストップの仕組み、宅配ボックス要らずの自動配送や自動走行、曜日を問わずにごみ出しできる自動ごみ収集システムや、まち全体で省エネするエネルギー管理システムなど、主婦が泣いて喜びそうな暮らしを支える最先端のサービスを整えます。

また、症状の軽いうちからしっかりケアをしてくれるAIホスピタルや、自宅で受診できるネット医療、自分に合った最先端の授業やトレーニングをいつでもどこでも受けられる遠隔教育など、AIやビッグデータをこのように駆使した暮らしを支えるサービスを、あらかじめ複数まちに実装することを目指しております。

このような各技術の実証ではなく、複数のサービスの実装段階に進んだまちづくりを具体化するためには、まち全体でAIやビッグデータを効果的に活用するための決済や認証、自動配送などの共通の都市インフラを実装していかなければなりませんし、まち全体で各種データを安全に共有・連携するための仕組みをデータが不用意に国外に流れないようなサーバーのローカライゼーションの徹底も含めて、しっかりと作り込まねばなりません。

次のページに参ります。この何段階もミルフィーユのように重なっているものでございますが、この実現には各種サービスごとにばらばらな技術や標準を持ち込むのではなく、あらかじめセンサー等の共通インフラをまちのインフラに埋設し、道路や建築物など地上インフラも自動配送や決済に対応したものにしておく必要があります。

また、様々なサービスを使う共通の情報システムも、整備する都市インフラと連動できるよう統合的に設計しなくてはなりません。

このため、あらかじめ各種サービスとまちづくりが一体となって、仕組み作りや設計に取り組んでおくことが必要であり、その作業全体をリードするアーキテクトと、これを支える強力な首長や企業が必要となります。

また、一つひとつの取組を関連する様々な個別法令の体系に合わせて設計するのではなくて、イノベーションを促進する観点から、住民同意を前提に、極力柔軟なルール作りを認めるような制度整備が必要となります。

海外において、最先端のまちづくり競争は急ピッチで進んでおりまして、我が国はやや出遅れた感もありますが、その分、後発国の白地の強みを生かして、国、自治体、民間の持てる知恵を持ち寄り、世界の様々なスマートシティの取組を凌駕するようなスーパ

【公表案】

ーシティの実現を加速させていきたいと思います。

引き続き、有識者委員を始め、各界の専門家や関係各府省から必要な制度整備や技術に関する知見の提供、ファイナンスの仕組みの整備などに御協力を賜りつつ、政府一丸となって、その実現にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、議題3に移らせていただきます。資料3に即して御説明を申し上げます。

重点的に進めるべき追加の規制改革事項等につきまして、資料3の、まず第一に「スーパーシティ」構想の実現であります。構想の内容は、今御説明をさせていただきましたが、制度改革事項としては、住民参画の枠組み、独立性の高い域内運営の枠組みなどについて、さらに詳細を検討し、次期通常国会における必要な法整備を目指します。

また、実装すべき新技術やインフラ整備のあり方について、関係府省と連携して既存のインフラ関連支援策を第四次産業革命仕様にする枠組みの検討など、Society5.0の先行具体化を目指します。

第二に、国家戦略特区が重点的に取り組むべき課題を「2. 追加の規制改革事項と早急に検討する事項」としてまとめました。事項について一枚一枚紙が付いておりますので、資料3-2を御覧いただければありがたいと思います。

まず、資料3-2の1ページ目ですが、これまで高校にしか認められてこなかった遠隔教育の弾力的実施を、全国を対象とした実証的取組の中で、中学校においても来年度から開始いたします。これにより、教員リソースを効果的に活用しながら、英語教育、プログラミング教育などの質の向上を図っていくことが期待できます。

2ページ目でございます。「いつでもどこでもケア」実現のため、これまでに中山間地域や離島などの対面服薬指導の困難な地域に認められてきた遠隔服薬指導を、単独メニューのみ活用できるバーチャル特区制度を活用して、全国の希望する地域へ広げてまいります。また、都市部におけるオンライン服薬指導の試行的実施についても、その実現に向けて検討を加速いたします。

3ページ目でございますが、キャッシュレス社会の実現に向けて、賃金の支払い方法に、携帯アプリなどへの直接払込みを実現してまいります。具体的には、こうしたサービスを運用する資金移動業者への賃金の払込みの解禁を行います。資金移動業者に支払われる賃金の万一の事故の場合に備えた資金保全の手段について、関係者と協議、検討を行い、結論を得次第、制度化いたします。

ほかにも、高度な外国人材の能力の発揮を後押しするための制度整備や、保育士の柔軟配置に向けた制度の具体化、保安林解除手続の規制緩和など、合計8項目を挙げさせていただきました。

関係各府省と連携し、これらの事項について、速やかに実行に移してまいりたいと存じます。

また、規制改革を通じた地方創生の取組を強化すべく、東京都、養父市に続きまして、この度、秋田県の仙北市とも特区推進共同事務局の設置を予定しております。併せて御報

【公表案】

告をさせていただきます。

これらにつきまして、各規制を所管する省庁より、御発言をいただきたいと存じます。

まずは、柴山文部科学大臣、お願ひいたします。

○柴山大臣 おはようございます。

先ほど御説明のあった遠隔教育でございます。

Society5.0時代に対応して、児童生徒の学びの質を高めるために、教師を支援するツールとして、遠隔教育を含む先端技術の学校教育への導入・活用を積極的に進めていきたいと考えております。

先月、「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を発表させていただきました。全ての小・中・高等学校で遠隔教育を活用できるよう、様々な取組を進めていくこととしております。

国家戦略特区の活用が提案された中学校の遠隔授業の弾力的実施等につきましても、教室に教師がいることを前提としつつではありますが、ニーズの高い分野において、課題を解消しながら実証的取組を実施することとしておりまして、来年度からの導入に向けて、教育再生実行会議の御議論も踏まえつつ、検討を進めてまいります。

以上です。

○片山議員 ありがとうございます。

次に、大口厚生労働副大臣、お願ひいたします。

○大口副大臣 おはようございます。厚生労働副大臣の大口でございます。

片山議員から御説明のあった追加の規制改革事項等（案）は、その多くの項目が厚生労働行政に関わるものでございます。

厚生労働省といたしましては、今回示された事項について、患者や働く方、保育サービスの利用者など、国民の視点に立って、必要な改革を進めていく方針であります。

遠隔服薬指導の実証的実施の拡大については、兵庫県養父市、福岡市、愛知県における実証を踏まえながら、厚生労働省といたしましても、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、資金移動口座への賃金支払いの解禁については、賃金の確実な支払い等の労働者保護に十分留意しながら、必要な制度改革について、引き続き、金融庁や関係団体と十分に協議し、検討していく考えでございます。

そして、その際、有識者の方々の御意見を踏まえて、早ければ年度内に関係者間で合意し、制度化することも視野に入れながら、できるだけ早期の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○片山議員 ありがとうございます。

それでは、引き続き、民間議員から御意見を賜りたいと思います。

まず、資料4に基づきまして、八田議員より御発言をお願いいたします。

【公表案】

○八田議員 ありがとうございます。

「国家戦略特区の今後の運営について」という題です。

まず、運営のリセットについてです。特区の事実上の機能停止をこれまで繰り返し指摘してまいり、前回会議においては、国家戦略特区のリセットを求めました。残念ながら、いまだに基本的な事務処理などを含めて、改善が見られません。改めて、早急なリセットが必要だと考えております。

追加の岩盤規制についてですが、長く議論が続いている懸案課題のうち、一部項目で前進があったものの、多くでまだ結論が得られず、引き続き検討中の状態にとどまっています。これらは早急に解決する必要があります。

今、柴山大臣、大口副大臣からお約束がありましたので、大変前進して、喜んでおります。「遠隔教育」は、特区の枠組みで提案されてきた義務教育の遠隔教育が来年4月から実現できるように、今、柴山大臣からお約束いただきありがとうございます。

それから、「都市部での遠隔服薬指導」と「スマホなどへの給与払い」も、年度中に結論が出ることですので、これは歓迎したいと思います。

「スーパーシティ」構想は、第四次産業革命を体現する最先端都市の先行実現です。この構想については、スーパーシティ懇談会の中間取りまとめに基づいて制度設計を行い、次期通常国会で法整備をすべきであると思います。

スーパーシティにおいては、特区の制度を基礎としつつ、住民合意の枠組みを作り、それを前提にした域内独自の規制設計の許容をする。それによって、規制制度を包括的に域内のミニ独立政府に委ねるということが重要です。これまでの法制度の前例を乗り越えた革新的な法整備が必要だと考えます。

法整備と併行して、統合イノベーション戦略推進会議とともに連携し、第四次産業革命仕様のインフラ整備のため、予算措置などの枠組みを早急に検討すべきだと考えます。

この民間議員のペーパーから離れて、岩盤規制について一言発言をお許しいただきたいと思います。今回、柴山大臣、大口副大臣によって非常に強く推進していただいたことは大変ありがたいのですが、そのほかにも改革項目が山ほどございます。そして、岩盤規制というのはどういうことかというと、国民全体にとって必要なことなのだが、一部の地域、一部の業界の利益を代弁した政治的な抵抗があるということです。

結局、お役人の方が色々と頑張って抵抗されるのも、背後に政治的な抵抗があって、動かしようがないためだという構図が見える場合が多いです。それを過去においては、並外れた力量を持つ事務局の担当官が改革派の政治家の方たちにお願いして、党の部会などで関係の政治家を説得していただいて、岩盤規制改革を実現していたわけです。しかしこのように神業的な方法を用いることは、普通なかなかできることではありません。これは突飛な提案かもしれません、与野党含めて党内の政策審議の過程の情報公開をしていくべきではないかと思います。

私共改革推進側の議論は、全部公開されています。しかし、岩盤規制を守ろうとするほ

【公表案】

うの議論は全く公開されていないのです。このため、どんな奇妙な議論で行われているかということが国民に分からぬ。神業的な手法を使えなくとも着実に岩盤規制を進めていけるようにするために、これは、将来やるべきことではないかと思っております。

○片山議員 貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、引き続きまして、竹中議員、坂村議員、坂根議員、秋池議員の順でよろしくお願ひをいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。

今、八田議員がおっしゃったことに加えて、2点是非申し上げたいと思います。

第一は、スーパーシティの話でありますけれども、是非とも通常国会で前例のない法整備を行っていただきたい。今、中国の雄安がそういうことを強力に進めています。日本の有力企業にどんどん声がかかっています。そして、カナダのトロントをグーグルはグーグル化する。世界は急速に動いているということを視野に入れるべきだと思います。

このスーパーシティは、成長戦略でもありますし、地方創生の政策でもあるという点が重要だと思います。規制改革に関して、大胆な仕組みを作る。そしてビッグデータ整備と個人情報保護の両立のための住民投票などの政策そのものに相当大胆なイノベーションが必要だと。今までとは違うスケールの法律が必要だと。そのためにも、大変強い政治的リーダーシップが必要であるということ。その点を是非期待申し上げたいと思います。

第二は、先ほど議論された規制改革事項でありますけれども、そもそもこの特区諮問会議でこういう規制改革事項の資料が出ますのは、昨年の3月以来、実に1年9か月ぶりのことになります。残念ですけれども、そのこと自体がこの1年半、特区での規制改革がなかなか進んでいないことを示唆している。

しかも今回、遠隔診療、遠隔教育についてはかなり前進があったわけですが、それ以外の項目は検討事項ということになっていて、これからの項目。その意味では、この会議での役割も期待したいわけでありますけれども、そのことに象徴されますように、これは何度も民間議員が全員申し上げてきたことですけれども、事務体制の強化をしなければいけない。スーパーシティという大きな課題に取り組むためにも、この事務体制の強化においても、政治のリーダーシップを期待するところでございます。

以上です。

○片山議員 坂村議員、よろしくお願ひします。

○坂村議員 日本の個人情報保護法ができたときは、今まで我が国がルーズ過ぎたということで——何しろ、これまで名前、住所、電話番号がリストになった電話帳を配っていたような国なので——最低限の規制をという程度だったのですけれども、不幸だったのは、法律ができた途端に「個人情報は保護しなければいけない重要秘密」という印象になってしまって、真逆の方向に振れてしまったということなのです。今では個人がシュレッダーを買っているぐらい、個人情報は重要だと意識になってしまった。

海外では、フェイスブックが大規模な情報漏えいをしたのですけれども、それでもユー

【公表案】

ザーが減らないし、また、自分に直接の不利益がないならば、個人——特に若い世代は気にしないのではないかと専門家の間では言われています。

トロントのスーパーシティ構想でも「グーグルに市民の個人情報を売り渡すのか」といった反対もありますけれども、トロント市民の大多数はあまり気にしていないようにも見えます。

何でこういうことを言っているかというと、スーパーシティではどうしても、この個人情報というのが社会全体の最適化のために使う必要があり、それをどうやってやるかということで、これをみんなが理解する必要があるからです。基本的には、英米法の「新しいことをまずやって、問題が出たらそこを改善するルールを作って前に進む」という考えで進めるしかない——全ての不都合を事前に察知するのは不可能ですから、そういう「事後評価と改善」型でないとイノベーションは進まないと思います。

スーパーシティでは、個人情報保護法絡みでの問題が出てくることが強く予想されます。ですから、国家戦略特区というのは大陸法国家の日本で、地域限定で「事後評価と改善」型で進められるという考え方をもう一度、再確認すべきだと思います。

そうなってきますと、スーパーシティ独自の個人情報保護委員会というのを作ったほうがいいということになると思います。個人情報保護とサービスのトレードオフは複雑なので、欧州でもプライバシー・コミッショナーという事後審査の体制が作られていて、日本にもそれがありまして、個人情報保護委員会なのですけれども、スーパーシティで機動的な個人情報保護のあり方を提案するならば、よりイノベーション寄りの判断ができる独自組織を作るべきではないかと思います。

また、そういうものを作るのも運営も非常に大変なので、個々の地方に任せるのでなくて、集中的に中央政府が面倒を見るという考え方で行くべきだと思います。

以上です。

○坂根議員 スーパーシティについて一言なのですが、スーパーシティイコールデジタル化、IoT化とも言えるのではないかと思うのですけれども、これはインサイダーの規模が大きいほど効果が大きいということは明らかです。けれども、この国は特に例外者、アウトサイダーがいっぱい出てくるわけで、手を挙げられた首長が本気で説得されるのか、あるいはサポート体制をどう組むのかという知恵出しと、今の国の縦割り行政と事務局では益々難しいテーマだと思います。

その前に、この国はETC一つ、いまだに統一できなくて、もしETCが統一できていたら、今頃あんなゲートは要らないわけとして、テーマが国レベルの話と地方レベルの話、結構難しいのですけれども、よほど覚悟して取り組まないと実現できないと思います。

○秋池議員 過去に特区に指定された地域、自治体から、省庁との調整に時間がかかるということをこちらでお話をいただいたことがございました。

今回取り組むスーパーシティについては、特にスピードが重要な領域であります。個々の省庁との調整の手間で競争力がそがれることのない取組となるよう、既存の制度をどう

【公表案】

変えるかということではなくて、スーパーシティの実現という側から考えて、どうあるべきかという取組になればと思います。

それから、主体となってリードする自治体の長の強いリーダーシップは必須でありますので、是非そこにも着目して、取り組んでいただければと思います。

もう一つ、遠隔教育について、今回、中学校も対象になるということになりますが、この件につきましては、全国での導入ということになりますけれども、先行してこれを引っ張ってきて、この規制改革に努力をしてきた自治体もございますので、そういったところの努力が報われるということが今後さらに規制改革に取り組もう、尽力しようというインセンティブにもつながりますので、そういったことも御念頭に置いていただければと思います。

○片山議員 ありがとうございました。

今後、法制度等の制度設計につきましては、今言われたようなお話はいずれも重要課題でございます。関係各省と協力し、進めてまいります。

以上で、本日予定されました議事は全て終了いたしました。

最後に、安倍議長から御発言をいただきます。ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○片山議員 それでは、お願いいいたします。

○安倍議長 世界においては、AIやビッグデータを活用した最先端のまちづくりが、実証の段階から実装の段階へと急速に進みつつあります。

我が国においても、こうした最先端のイノベーションを、まちの暮らしの様々な分野で積極的に実装する「スーパーシティ」をいち早く実現させなければなりません。

スーパーシティが実装すべき技術やサービスについて、関係府省の知恵を集め、早急に検討を進めてください。

同時に、イノベーションを積極的に促すような、新しい発想のルールも必要です。国家戦略特区制度を活用しながら、ガバナンス・ギャップの解消に向けた制度整備に、しっかりと取り組んでください。

本日は、今後、国家戦略特区において、実現に向けて取り組むべき重要事項についても決定しました。教育の質の向上、「いつでもどこでもケア」の実現、キャッシュレス社会の進展など、いずれも我が国の成長戦略に欠くことのできない重要なテーマであります。

これからも、国家戦略特区制度は、岩盤規制改革の突破口であり、関係大臣が連携して、そして政府一丸となって、しっかりと取り組んでください。

○片山議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスの方はここで御退室ください。

(報道関係者退室)

○片山議員 それでは、お時間になりましたので、会議を終了いたします。次回の日程については、事務局より後日連絡いたします。

【公表案】

本日は、ありがとうございました。

第38回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

(開催要領)

1 日 時 平成31年2月14日（木）18:09～18:27

2 場 所 総理大臣官邸4階 大会議室

3 出席議員

議長	安倍晋三	内閣総理大臣
議員	麻生太郎	財務大臣 兼 副総理
同	片山さつき	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅義偉	内閣官房長官
有識者議員	坂根正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長 東京大学名誉教授
同	竹中平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
	野上浩太郎	内閣官房副長官
	西村康稔	内閣官房副長官
	杉田和博	内閣官房副長官

(議事次第)

1 開会

2 議事

（1）区域計画の認定について

（2）「スーパーシティ」構想の実現に向けた今後の取組について

3 閉会

(説明資料)

資料1 区域計画の認定について

資料2-1 「スーパーシティ」構想の実現に向けた今後の取組について（案）

資料2-2 「スーパーシティ」構想にかかる各国現地視察等 報告

資料2-3 「スーパーシティ」構想について

資料3 国家戦略特区の今後の運営について（有識者議員提出資料）

【公表案】

(参考資料)

国家戦略特別区域 区域計画（案）

(議事録)

○片山議員 それでは、ただ今より、第38回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。本日は、茂木議員と秋池議員が御欠席です。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、「区域計画の認定について」、資料1を御覧いただきますようにお願いします。2月4日に合同区域会議を開催いたしまして、5区域7事業について審議をいたしました。資料1にございますが、千葉市において、家事支援外国人材受入事業を御活用いただきます。これによって、家事負担を抱える方々のニーズへの対応が進むとともに、働く女性の社会進出にも資すると思料しております。

なお、これらの認定申請につきましては、既に関係大臣の御同意を得ておりますが、何か御意見がある方はいらっしゃいますか。

（「異議なし」と声あり）

○片山議員 御異議がないことを確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、速やかに認定の手続を進めてまいりたいと思います。

続きまして、議題2「『スーパーシティ』構想の実現に向けた今後の取組について」につきまして、資料2-1、2-2、2-3に即して御説明をいたします。前回の国家戦略特区諮問会議におきまして、竹中座長を中心とする有識者懇談会に取りまとめていただいた中間取りまとめの内容について御報告申し上げました。

その後、去る2月6日の第5回『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会において、最終報告案を御審議いただき、これを受けて、竹中座長に最終報告を取りまとめいただきました。この内容について、御紹介させていただき、今後の取組の進め方について御説明したいと思います。

まず、少し順が変わりますが、資料2-2の横長の紙のほうからお願いしたいと思います。今年の1月、民間議員の皆さんと私とで手分けをして、海外事例を直接調査してまいりました。具体的には、白地から未来都市をつくり上げようとしている中国の雄安とカナダのトロント。それから、既存都市をつくり変えようとしている代表として、ドバイとシンガポールでございます。改めて、こうしたAI、ビッグデータを活用した新たな都市設計の動きが国際的に急速に進展していることを実感いたしました。ただし、海外においても、いまだ「丸ごと未来都市」と呼べるほどのものは実現しておりません。必要な要素技術は、

【公表案】

ほぼ、我が国にあります。あとは、海外のように思い切った実践の場を作れるかどうかが課題と存じます。

また、先月は、ダボス会議に御招待いただき、我が国のスーパーシティの取組を二つのセッションで公表、説明させていただきました。金融当局や投資銀行や最先端を行くIoT企業のトップ、様々な関係者の方から広く共感を得ることができました。同時に、このような都市インフラをめぐるプラットフォームの獲得に向けて、既に各国が激しくしのぎを削り、都市OSを核とした産業構造の転換が着々と始まっていることと、世界中で、これは規制改革ができるかどうかが鍵であるということがよく分かった次第でございます。

このため、我が国においても、スーパーシティ構想が目指す「丸ごと未来都市」の実現は第四次産業革命のフロントランナーに日本が躍り出られるラストチャンスであり、また、不可欠かつ喫緊の課題であると実感いたしたところでございます。

次に資料2-3を御覧いただきたいと思います。2ページ目でございます。この図にございますように、単独分野ではなく、生活全般を広くカバーする取組であること。それから、一時的な実証実験ではなくて、2030年代頃の未来の生活を先行実施するものであるもの。供給者目線ではなくて、住民目線でより良い暮らしを実現されるよう、ネットワークを最大限利用すること等を眼目としております。

また、これらを実現する上で必要な取組の要素としては、2ページ飛ばしまして、5ページ目にレイヤーになっている図がございますが、物理的なインフラと情報インフラを統合した未来都市型インフラ。それから、適正なデータの管理とセキュリティの確保。

さらに、6ページ目がございますが、常に最先端の技術が取り入れられ続けるようにするためには、必要となる標準API、Application Programming Interfaceの設計と活用。

さらに、次のページにございますが、国、自治体、民間からなる強力な推進機関の4点を特に重視してまいります。

さらに、最後の8ページ目になりますが、今後、来年度にエリア公募ができるように、本報告に基づき、法制度の整備、インフラ整備の推進方策を具体化してまいりたいと考えております。

そこで、資料2-1の縦のペーパーに戻らせていただきます。当面の取組でございますが、まず、法制度の整備。従来の国家戦略特区制度を基礎として、より迅速・柔軟に域内独自で規制特例を設定できる法制度の具体化を、最終報告を踏まえて進めさせていただきたいと存じます。

第一に、未来都市の設計・運営の方針、域内独自の規制特例設定についての住民合意などに関する手続を規定いたします。

第二に、地方事務に関わる政省令につきまして、条例で規制特例を設定可能とします。自治体と規制所管省庁との間の協議プロセスを定め、必要に応じ、規制の特例を設けることを停止できる手続を置きます。

【公表案】

第三に、その他の規制の特例措置に関し、特区諮問会議での議論を経て、規制所管省庁に勧告する措置などを設けます。

次に、技術的基盤の整備でございますが、必要なインフラなどの整備を国主導で進めるため、統合イノベーション総合戦略推進会議と連携し、各省庁と協力して、Society 5.0 の実現に向けた、省庁横断的なタスクフォースを設置いたしました。このもとに、政府の技術基盤整備を標準APIの整備を含めて加速化するとともに、整備した基盤をスーパーシティに円滑に導入できるように所要の支援策の整備について検討いたします。

以上が御説明でございますので、続きまして、先生方からの御意見を賜りたいと存じますが、まず、資料3につきまして、八田議員より御発言をお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

時間の関係で、スーパーシティ構想のところだけ御説明申し上げます。

まず、第四次産業革命を都市で体現するスーパーシティ構想について、スーパーシティ有識者懇談会の最終取りまとめに基づき、今通常国会での早急な法整備を進めるべきだと考えております。この法整備は、大臣がおっしゃった通り、「未来社会を丸ごと先行実現する」という意味でのスーパーシティを世界に先駆けて構築することを意味します。

世界での取組状況を見ますと、確かに中国、ドバイなどの非民主主義国では、革新的な取組がスピーディに進みつつあります一方で、民主主義国での取組事例では、トロントにおけるように住民の合意形成をめぐる混乱が顕在化しております。

こうした中、本年1月のダボス会議での安倍総理の演説を踏まえ、民主主義体制の日本発で革新的な未来都市づくりをスピーディに進めることは、第四次産業革命の世界の進む方向を決める重要な分岐点になると考えております。

ただし、日本の現行法令のもとでは、未来都市づくりをスピーディに進めることはできません。次の法整備が必要であります。

まず、異議申立ての機会を与えるにとどまらず、住民の合意を形成し、確認・確定するための仕組みを設けることが必要です。これは、トロントの反省にも基づいています。

次に、規制特例の設定を大胆に迅速化する必要があります。これまで特区では、関係省が事前に合意しない限り、規制特例の設定に何年もかかるということがしばしばございました。これでは、スーパーシティは出来ません。条例で規制特例を迅速に設定可能になると同時に、関係省に拒否権を与える仕組みを組み合わせる必要があると考えております。拒否権が発動される場合は、特区諮問会議で議論し得る手続を定めれば、特例設定の迅速化が可能になります。

さらに、法整備とともに、国主導で都市におけるデジタルインフラを整備し、最先端の技術を活用し続けられるようにすることが重要です。

以上でございます。

○片山議員 ありがとうございます。

【公表案】

続きまして、ほかの先生方から順次、お願いをいたします。

竹中議員、どうぞ。

○竹中議員 ありがとうございます。

昨年9月にスーパーシティの話を未来投資会議で議論を始めてから、わずか5か月弱で今日に至っている。このスピード感に、まず、政治のリーダーシップに深く感謝を申し上げたいと思います。

その意味で、ちょっとオーバーですけれども、今日の会議で決定をきちんとできるかどうかというのが、日本の将来を変えるぐらいの大きな意味合いを持っているのではないかと考えております。政策というのは、必ず賛成する人も反対する人もいるのですが、スーパーシティに関して、私の知る限り、反対する人はほとんどいないわけであります。

しかし、スーパーシティをスーパーシティたらしめるためには、どうしても外せない要件が、2点あると思います。

1番目に、第四次産業革命の「丸ごと未来都市」をつくるという意味で、住民合意を得る仕組みをしっかりと作ること。これは、八田議員が先ほどおっしゃったように、民主主義のプロセスが十分ではない国でこうした試みが先行していること。そのことを踏まえて、私たちが将来そういう国に対抗できるのかどうかの非常に大きな瀬戸際になります。

2番目に、大胆な規制緩和のために、先ほど言った住民合意を前提とした上で、地方事務に関する政省令に条例で特例を設定することが可能なような、そういう仕組みを作らなければいけない。もちろん、そのとき、所管省庁の立場を尊重するプロセスを入れていくこと、これは重要であるということは認めます。

しかし、いずれにしても、住民合意の仕組み、そして、条例での特例、これが一つでも欠けると、これはもうスーパーシティとは呼べないわけで、スーパーシティをスーパーシティたらしめるために、この条件をしっかりと満たした形での法整備をお願いしたいと思っております。

以上です。

○片山議員 ありがとうございます。

引き続き、坂村議員、お願いします。

○坂村議員 APIというあまり聞き慣れない言葉がたくさん出てくるのですけれども、APIというのは、コンピュータのシステムの機能やデータを外のプログラム、ほかのシステムから呼び出して利用するための手順やデータ形式を定めた規約のことです。

例えば、ウェブブラウザでよくhttp何とかと打つのがありますけれども、あれもネットのその先にあるコンピュータに対して、こういうウェブのページのデータを送ってくれという命令を考えることができます。そういうほかのコンピュータに出す命令のことをAPIと言う。

【公表案】

未来は、相手が物とか人とか、組織とか、行政とかを意識しないで、APIを使いネット経由で色々なサービスが利用可能になって、それらが互いに連携できるということになる。そういう都市がまさにスーパーシティと言えるのではないかと思います。例えば、入院の手配をすると、保険会社のコンピュータと病院のコンピュータがAPIで連絡を取って、カーシェアの手配とか、必要なら付き添いの人の手配とか、支払いとともに全部何もやらないで一つの手続で全部出来るようになるとか、年末調整も一々書かなくても、税理サービスが自動的にデータ集めてまとめてあとは承認するだけで年末調整やってくれるとか、APIによって通販の契約とか、行政手続まで社会活動の多くが効率化できて、高速化して、それらが自動連携するのがスマートシティだという言い方ができると思います。

しかし、APIでつながるのが政府とか、社会そのものとなると、法律の制度設計とAPIの設計の両方が重要になりますし、例えば、APIで行政手続の自動化をしようとしても、印鑑とか、印紙が必要だとか、対面とか、現金が必要だと、技術的には可能でも、最後は何か人間が出てこなければいけなくなるということで、法律的には不可能になってしまいます。ですから、そういうところも直さなければいけない。そういうことで制度も変えなければいけないということです。

つまり、スマートシティにはAPI化を前提とする制度と、その制度を反映したAPIの両方が必要で、制度とAPIの設計がスーパーシティの設計そのものということになるわけです。APIを責任分解点として、異なる組織が別々にシステムを作っても、最後は連携できるということになるのが大事で、国が主導で行うのは、制度の設計と都市で使うAPIの確立で、あとは民間に任せることで、政府が全部最終的なサービスを提供する必要はありません。また、そうしたほうがいいと思います。

しかし、API駆動社会の考え方というのは、残念ながら、日本ではあまり理解されていないくて、それが、日本が今遅れている理由だと思うのですけれども、例えば、キャッシュレスというのもAPI社会の実現の重要な要素なのですけれども、そこまで理解している人が少ないという意味で、この流れでこういう国の文書の中にAPIという文字が大きく書かれているのは画期的で、こういう方向の意識改革を是非特区が主導してもらえたると、私は思います。

以上です。

○片山議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いします。

○坂根議員 私はスーパーシティの実現は、特区とは比べものにならないはるかに大きなチャレンジだと思っていまして、テーマと対象地域の選定でほぼ成否が決まるのではないかと思います。

一つのアプローチは、行政のリーダーシップで大半が推進できるような、あまり欲張らずにテーマを選ぶか、あるいは自己責任能力のある中核企業がしっかりとしていて、将来の

【公表案】

ビジネスモデルに確信を持って、自ら先行投資をするつもりになっているか。

具体的なアプローチの仕方についての私のアイディアですが、比較的近年出来たニュータウンというのがあります。具体的に言うと、例えば、東京近郊では柏の葉。そうすると、もし、今回のような国の大構想がベースにあって、あれを考えていたとしたら、どうなっていたであろうかということを一回中核企業の人たちも入れながら相談してみて、具体的にどんなメリットが住民にあって、そして企業は投資に見合うリターンが期待できるのか、そういういた具体的なケーススタディをするのが現実的なアプローチではないかと思います。

以上です。

○片山議員 ありがとうございました。

それでは、スーパーシティ構想の実現に向けた今後の取組につきまして、いただいた御意見も踏まえまして、この資料2-1に基づきまして、進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片山議員 ありがとうございました。異議なしということで確認させていただきました。

今後、法制度等の制度設計等を関係省庁と協力して進めてまいります。

以上で、今日の予定の議事は全て終了いたしましたので、最後に、安倍総理から御発言をいただきます。

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○片山議員 それでは、安倍総理、よろしくお願ひいたします。

○安倍議長 本日は、スーパーシティ構想の実現に向け、国家戦略特区制度を基礎とした新たな法制度及び技術的基盤の整備を進めていく方針を決定いたしました。

教育、医療・介護、行政、エネルギー、廃棄物など、暮らしの全般にわたって、AIやビッグデータを積極的に取り入れ、社会に実装していく。

スーパーシティは、Society 5.0の先駆けとなる、我が国の未来を切り拓く、重要な拠点になると考えます。

その実現には、これまでの発想に捉われない大胆な規制改革と、革新的なイノベーションを積極的に取り込んだインフラの整備が求められます。

内閣府を中心に、関係省庁は連携して、本日決定した方針を踏まえ、スーパーシティの早期の実現に向けて取組を進めてください。

(報道関係者退室)

○片山議員 ありがとうございました。

それでは、全日程を終了いたしまして、お時間になりましたので、この会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、また、事務局より後日御連絡させていただきます。ありが

【公表案】

とうございました。